

木津川市男女共同参画計画後期計画 事業調査票(令和元年度)

資料1

※評価:A.実施できた・B.一部実施できた・C.実施できなかつた

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的の施策	所管課	担当係	事業内容	実施結果(令和元年度)		課題・今後の方向性
								評価		
1	基本目標1 人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり	(1)男女の自由と平等を阻む意識・慣行の見直し	①男女共同参画社会の形成に向けた広報・啓発活動の推進	各種講演会・講座等の開催	人権推進課	男女共同参画係	男女共同参画に関する理解を深め、男女平等意識を高めることを目的とする。内容は、男女共同参画に関する講演会等を開催。	A	男女共同参画講座、講演会、キラリさわやかフェスタを開催した。 令和元年度は、4回開催し、約939名が参加した。	開催方法や開催時期、周知方法を工夫して、更に参加人数を増やしていく。
2				男女共同参画週間等多様な機会を通じた啓発活動	人権推進課	男女共同参画係	国が定める男女共同参画週間に実施することにより、男女共同参画に関する理解を深め、男女平等意識を高めることを目的とする。内容は、各種事業を開催。	A	男女共同参画DVD &おしゃべり会と「男女共同参画週間」啓発期間における街頭啓発活動を実施した。 広報誌への掲載。男女共同参画啓発パネルの展示及びパンフレット・啓発物品の配布などを実施した。	男女共同参画に対する意識の向上、講座、講演会の開催により、理解を深め、意識の向上に努める。
3				広報きづがわやホームページを活用した広報活動	人権推進課	男女共同参画係	男女共同参画についての広報・啓発を行う	A	男女共同参画週間等の強調期間に広報紙に掲載した。	広報やHPを活用し、定期的に啓発活動を行う。
4			②「表現の手引き」の活用とメディア表現の理解と活用の促進	「表現の手引き」の積極的な活用	人権推進課	男女共同参画係	表現の手引きを活用してもらうように関係機関に周知する	B	女性センターロビーに配架している。	市民が集う場や会合の場での配架により、家族や地域で男女共同参画への意識・理解を深める取り組みを実施する。
5				メディアと連携した広報等の発行	学研企画課	情報推進係	広報きづがわを毎月発刊し、市政の基本方針、重要施策、啓発事項、行催事などを市民にお知らせしている。	A	広報きづがわを毎月(12号／年)発行	広報きづがわを継続して発行していく。
6-1			③職員の男女共同参画に関する意識の向上	職員研修等の定期的な実施	人事秘書課	人事係	職員の資質向上、能力開発及び健康の保持増進等に資するため研修を実施する。 男女共同参画に関する理解を深め、男女平等意識を高めることを目的とする。	A	人権に関する職員研修を実施した。令和元年度は6回実施し、422人が参加した。	各種のニーズに対応するため、多くのメニューを実施することとなるが、多くの職員を対象とした場合には、同一内容の研修を数回以上実施しなければならない。外部講師による場合は、費用の問題、会場の問題などが想定される。研修成果の検証、職場へのフィードバックのための手法を検討する必要がある。
6-2					人権推進課	男女共同参画係	職員の男女共同参画に関する意識向上のための研修・啓発等	A	男女共同参画講演会「ひとりひとりが自由な社会へ～家族単位から個人単位へ～」を市民及び市役所職員を対象に実施し、44名の参加があった。男女共同参画について考える良い機会となつた。講演会の後、グループ討議で、意見を出し合った。	職員の意識向上を図る研修を実施していく。
7					人権推進課	男女共同参画係	男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に図るために会議を開催する。	A	令和元年度は男女共同参画審議会を2回実施した。女性センター運営委員会は1回の実施予定であったが新型コロナウィルス感染拡大防止のため中止した。	今後も定期的に会議を開催していく。
8		④男女共同参画に関する調査・研究・情報提供	男女共同参画に関する調査・分析・研究	人権推進課	男女共同参画係	男女共同参画に関する状況把握をするため、調査・研究を行う。	A	男女共同参画に関する施策の進捗状況調査を実施。	男女共同参画に関する施策の進捗状況調査を、毎年実施する。 また、市民・行政職員・事業者にも実施できるように取り組む。	
9			男女共同参画に関する情報の収集・整理・提供	人権推進課	男女共同参画係	他の市町村の男女共同参画広報誌など配架し、情報提供を行っている。	A	他の市町村の男女共同参画に関する広報誌やイベント情報などなど、わかりやすいように展示コーナーに配架している。	提供方法について工夫し、今後も引き続き取り組む。	

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的な施策	所管課	担当係	事業内容	実施結果(令和元年度)		課題・今後の方向性
								評価		
10				各委員会・審議会における委員の男女構成比の状況の定期的な調査の実施	人権推進課	男女共同参画係	男女共同参画社会の実現に向け、各委員会・審議会における委員の男女構成比の状況に関する定期的な調査を実施する	A	各委員会・審議会における男女構成比の調査を実施した。	各委員会・審議会における男女構成比の調査については、今後も毎年実施する。
11				男女共同参画に関する苦情処理・相談体制の充実	人権推進課	男女共同参画係	男女共同参画の推進に関する苦情や意見については、関係機関と連携しながら、市民の立場に立って相談に応じ、苦情などについて適切に対応する。	A	男女共同参画推進条例及び条例施行規則において、適切な処理について定めているが、特に苦情や意見はなかった。	苦情や意見を寄せられた場合は、ともに考え方を持ち、理解を深めていくよう対応していく。
12-1	(2)男女共同参画を推進する教育・学習の充実	①教育・保育の現場における男女平等教育の推進 人権の尊重、男女平等、相互協力、相互理解についての教育・保育の推進		人権に関する職員研修を実施し、性別にかかわらず、一人ひとりを思いやれる心を育て、人権教育に結び付ける。	こども宝課	すぐすぐこども係	人権に関する職員研修を実施し、性別にかかわらず、一人ひとりを思いやれる心を育て、人権教育に結び付ける。	A	性別等により区別しない教育・保育を実施し、一人ひとりの子どもの人権を大切にすることを基本に、豊かな感性を育てお互いを大切にする心を培い、人権尊重の基礎的な資質を養うことをめざした人権教育・保育に取り組んだ。	取り組みのさらなる推進を図る。
12-2								A	学級活動や道徳の時間のほか、あらゆる教育活動を通して、人権教育の一環として各学校の授業等で取り組んだ。	今後においても、児童・生徒一人ひとりを大切にした教育の推進を図る。
13-1			性別にかかわりなく、個性と能力が生かせる教育、生活指導、進路指導の推進	こども宝課	すぐすぐこども係	保護者(父・母)協働による教育・保育に取り組む。	保育参観等の機会を通して絵本の読み聞かせや自然観察等で、命の大切さについて学び、他者を思いやる心を育てるように取り組んだ。	A	保育参観等の機会を通して絵本の読み聞かせや自然観察等で、命の大切さについて学び、他者を思いやる心を育てるように取り組んだ。	取り組みのさらなる推進を図る。
13-2								A	個々に応じたきめ細かな指導として、担任及び進路主任等により、希望進路の実現に向けて相談を行った。	今後も、担任及び進路主任による個々に応じた進路相談を行っていく。
14-1		保護者及び教育関係者に対する男女共同参画意識醸成のための啓蒙・啓発	こども宝課	すぐすぐこども係	保護者(父・母)協働の教育・保育に取り組む。	個々の能力を把握し、適切な進路指導を行うことを目的とする。	性別にかかわらず、保護者が協働による保育が行えるよう、父母が参加可能な行事を実施した。	A	性別にかかわらず、保護者が協働による保育が行えるよう、父母が参加可能な行事を実施した。	取り組みのさらなる推進を図る。
14-2								A	木津川市人権教育研究会に補助を行い、研究会を通して男女共同参画の意識啓発に努めた。	今後も市人権教育研究会に対して支援を行い、研究会を通して男女共同参画の啓発を推進していく。
15	②家庭における男女平等意識の醸成	家庭教育に関する学習機会の提供及び啓発	社会教育課	生涯学習係	家庭教育に関するリーフレットの配布	市内小中学校へ家庭教育に関するリーフレット(文科省・府教育委員会作成)を配布した。	市内小中学校へ家庭教育に関するリーフレット(文科省・府教育委員会作成)を配布した。	A	市内小中学校へ家庭教育に関するリーフレット(文科省・府教育委員会作成)を配布した。	家庭教育に関する講座の実施など、家庭教育を支援する取組を行う。
16			男女平等に関する生涯学習情報の提供及び学習機会の充実	社会教育課	生涯学習係	<女性教育事業> 生涯学習への参加を促進し、交流と学習を深める。	女性の会として教室開催、研修会への参加。	A	女性の会として教室開催、研修会への参加。	女性の会として各機会への女性の関わりとしての取組を実施されている。 今後はエンパワーメントに関する理解を深めながらの取組の工夫が必要である。
17		女性のエンパワーメントのための学習機会の充実	社会教育課	生涯学習係	<女性教育事業> 生涯学習への参加を促進し、交流と学習を深める。	女性の会として教室開催、研修会への参加している。 市では生涯学習講座を開催し、学習機会の充実を図った。	女性の会として各機会への女性の関わりとしての取組を実施されている。 今後はエンパワーメントに関する理解を深めながらの取組の工夫が必要である。	A	女性の会として教室開催、研修会への参加している。 市では生涯学習講座を開催し、学習機会の充実を図った。	女性の会として各機会への女性の関わりとしての取組を実施されている。 今後はエンパワーメントに関する理解を深めながらの取組の工夫が必要である。
18		誰もが参加しやすい場所・日程等の工夫	人権推進課	男女共同参画係	事業開催時において場所や日程、保育ルーム、要約筆記などを考慮して誰もが参加しやすいための工夫をする。	多くの方に参加してもらうよう、キラリさわやかフェスティは日曜日に、男の料理教室は土曜日に実施した。キラリさわやかフェスティでは保育ルームや要約筆記を設けた。	A	多くの方に参加してもらうよう、キラリさわやかフェスティは日曜日に、男の料理教室は土曜日に実施した。キラリさわやかフェスティでは保育ルームや要約筆記を設けた。	誰もが参加しやすい環境づくりを進める。	

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的な施策	所管課	担当係	事業内容	実施結果(令和元年度)		課題・今後の方向性
								評価		
19	(3)あらゆる暴力の根絶	(1)あらゆる暴力の根絶するための広報・啓発活動の推進	DV防止啓発期間等における広報・啓発事業の実施	人権推進課	男女共同参画係	あらゆる暴力の根絶を目的とし、DV防止啓発期間等における効果的な広報啓発事業を実施する。	A	DVに関する情報のパネル展示や、リーフレット・パンフレット等を窓口に配架し、市民へ周知した。 また、DV防止啓発期間中に大型店舗において街頭啓発活動の実施をし、市民へ周知を行った。 広報やHPを活用し、市民へ啓発をした。	引き続きパネル展示・街頭啓発等広報活動を行い、市民へ周知していく。 また、市民参加の講演会を実施し、理解を深めていく。	
20			「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」や「ストーカー規制法」に関する関係法令の周知	人権推進課	男女共同参画係	あらゆる暴力の根絶を目的とし、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」「ストーカー規制法」等関係法令の周知・啓発を図る	A	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」について広報等で周知した。	「ストーカー規制法」についても周知・啓発を図る。	
21		(2)DV被害者等の保護と支援体制の充実	府内関係機関との連携・支援体制の整備	人権推進課	男女共同参画係	DV被害者等の保護と支援体制の充実のため府内関係各課と連携し体制を整える	A	平成24年2月に「DV防止対応マニュアル」を作成し、関係各課及び関係機関と連携を図る体制を整えている。	府内や警察・京都府家庭支援総合センター・南部家庭支援センター等の関係団体によるDV相談ネットワーク体制を整える。	
22			DV等に関する職員及び相談員等の研修の充実	人権推進課	男女共同参画係	DV被害者に対する支援を目的とし、職員及び相談員等の研修を充実する。	A	担当職員や相談員は京都府や南部支援センターのDV研修に参加し、資質向上を図った。令和元年度は全職員を対象としたDV防止研修は実施しなかったが、総務課主催のマイナンバーの研修は全職員が参加し、DV被害者を含め、市民の個人情報保護の徹底に努める。	DV防止研修も重要であるが、DV被害者を含めたマイナンバーの取扱いやDV等関連部署の電算の取扱いなど、個人情報保護の研修も定期的に実施が必要である。	
23		京都府、警察署等の関係機関との連携強化	人権推進課	男女共同参画係	DV被害者に対する支援を目的とし、京都府、警察署等の関係機関との連携を強化する。	A	DV被害者支援のため、京都府、警察署等と連携を行った。	DV被害者支援のため、引き続き関係機関との連携を強化していく。		
24		DV等に関する相談体制の充実と相談窓口の周知	人権推進課	男女共同参画係	DV等に関する相談体制の充実と相談窓口の周知を図る	A	DV被害者の支援のための相談体制の充実と相談窓口を周知した。 こども宝課や社会福祉課、高齢介護課、健康新規課など関係各課との連携による相談体制を充実。 DVカードを作成して市内商業施設の女性トイレに配架をもらっている。	引き続き、DV被害者の支援のための相談体制の充実と相談窓口の周知。 関係各課との連携による相談体制の充実を図る。		
25-1		DV被害者等の保護の推進	市民課	市民課	住民基本台帳事務における支援措置	A	支援措置86件（うち新規32件） 年度内終了16件を除く	ひき続き行っていく。		
25-2			人権推進課	男女共同参画係	DV被害者などへの保護の推進をする	A	DV被害者保護のため京都府・警察、また関係各課と連携し適切な対応をした。	今後も関係機関と連携し、DV被害者保護のため適切な対応を行う。		
25-3			総務課	行政係	選挙人名簿抄本の閲覧におけるDV被害者等の保護	A	DV被害者等の情報をマスキング処理し、個人情報等の保護に努めている。	引き続き、DV被害者等の個人情報等の保護に努める。		
26-1			人権推進課	男女共同参画係	DV被害者等の自立を支援する。	A	京都府や他の関係機関と連携し、DV被害者等の自立を支援した。	京都府や関係各課と連携しつつ、更にDV被害者等の自立を支援する。		

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的な施策	所管課	担当係	事業内容	実施結果(令和元年度)		課題・今後の方向性	
								評価			
26-2	基本目標2 男女がともにいきいきと働く環境づくり			DV被害者等の自立支援	くらしサポート課	支援係	生活困窮者(生活保護を含む)の生活相談、就労相談等による支援	A	生活困窮者全体に係る生活・就労相談支援等により生活自立に向けた支援を行った。	各種制度の狭間におられる支援対象者を無くすよう努めていく。	
26-3								A	令和元年度に、新規入所措置した母子世帯があった。	入所措置にかかる事務を健康推進課で実施しているが、DVの相談等も含め、人権推進課との連係が必要である。	
27					DV被害者等の市営住宅の優先入居	施設整備課	住宅係	配偶者からの暴力防止、被害者の保護を図るため	A	申込資格に、「加害者に対して保護命令が出されている等のDV被害者であれば「単身」での申し込みができるという特例あり。(令和元年度相談実績無)	随時募集をする住宅がない現状、優先的な受け入れは困難である。
28									A	リーフレットやDV啓発カードを作成し、発生予防・再発防止・通報のための啓発を行った。	今後も啓発リーフレットや啓発カード等の発行により、DV等の発生予防・再発防止のための啓発や周知及び情報提供を行う。
29-1				③セクシャル・ハラスメント防止対策の推進	セクシャル・ハラスメント防止に向けた啓発及び研修会等の開催	人事秘書課	人事係	職員の資質向上、能力開発及び健康の保持増進等に資するため研修を実施する。職員のセクシャル・ハラスメントに対する意識を高めることを目的とする。	A	人権に関する職員研修を実施した。令和元年度は6回実施し、422人が参加した。	各種のニーズに対応するため、多くのメニューを実施することとなるが、多くの職員を対象とした場合には、同一内容の研修を数回以上実施しなければならない。外部講師による場合は、費用の問題、会場の問題などが想定される。研修成果の検証、職場へのフィードバックのための手法を検討する必要がある。
29-2									B	京都府等が作成するリーフレット等を配架している。	引き続き、関係機関と連携し周知・啓発を行う。
30-1		(1)働く場での男女共同参画の促進		①雇用における男女の均等な機会と待遇の確保	人権推進課	男女共同参画係	労働に関する基本的権利等の周知・啓発を目的とし、男女雇用機会均等法、労働関係法令や制度の周知・啓発を行う。	B	京都府等が作成するリーフレット等を配架している。	引き続き、関係機関と連携し周知・啓発を行う。	
30-2								B	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。	引き続き、関係機関と連携し、情報の提供を行う。	
31-1				女性労働者の母性保護及び母性健康管理の周知・徹底	人権推進課	男女共同参画係	母性保護等に関する雇用の周知・啓発を図る。	B	京都労働局が作成したチラシ、パンフレットを配架して周知を図った。	広報での啓発や関係機関と連携し周知・啓発を行う。	
31-2								B	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。	引き続き、関係機関と連携し、情報の提供を行う。	
32-1				メンタルヘルスの確保等、職場における健康管理の取り組み	人権推進課	男女共同参画係	母性保護等に関する雇用の周知・啓発を図る。	B	京都労働局が作成したチラシ、パンフレットを配架して周知を図った。	広報での啓発や関係機関と連携し周知・啓発を行う。	
32-2								B	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。	引き続き、関係機関と連携し、情報の提供を行う。	

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的な施策	所管課	担当係	事業内容	実施結果(令和元年度)		課題・今後の方向性
								評価		
33-1	②女性の能力開発等の支援		職場における待遇の改善についての啓発		人権推進課	男女共同参画係	積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の促進を目的とし、企業等に対する積極的改善措置の実施に向けた啓発活動の推進を図る。	B	京都労働局が作成したチラシ、パンフレットを配架して周知を図った。	広報での啓発や関係機関と連携し周知・啓発を行う。
33-2					観光商工課	ビジネス推進係	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。	B	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。	引き続き、関係機関と連携し、情報の提供を行う。
34		就職、再就職のための情報提供等の支援	パソコン、コミュニケーション能力開発講座等の開催	人権推進課	男女共同参画係	女性の就業能力の開発支援を目的とし、パソコン、コミュニケーション能力開発講座等を開催する。	A	パソコン入門講座、女性の就業講座として「傾聴力」のコミュニケーション講座を開催した。パソコン講座全10回、延べ人数94名、「傾聴力」は11名の参加があった。	引き続き女性の就業能力開発支援のための講座を開催し、就職への支援を行う。	
35-1			人権推進課	男女共同参画係	女性の就業能力の開発支援を目的とし、ハローワーク等の就職情報の提供等を行う。	A	女性センターにハローワーク求人情報を目につきやすい場所に配架し、情報提供した。また、労働局や京都府の情報を提供了した。	引き続き情報提供に努める。		
35-2			観光商工課	ビジネス推進係	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。	B	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。	引き続き、関係機関と連携し、情報の提供を行う。		
36-1		起業のための情報提供等の支援		人権推進課	男女共同参画係	女性の就業能力の開発支援を目的とし、起業のための情報の提供等の支援を行う。	B	京都ジョブパークや京都府主催の起業講座の情報を配架し、周知を図る。	引き続き情報提供を行う。	
36-2				観光商工課	ビジネス推進係	「創業支援事業計画」を認定し、関係機関との状況を適宜行う。	A	令和2年6月26日付「木津川市創業支援等事業計画」を認定。 連携する創業支援等事業者が作成するリーフレット等の配架及び広報等により周知を実施している。	引き続き、関係機関と連携し、情報の提供を行う。	
37		③女性に対する就業情報の提供・相談業務等の充実	再就職準備セミナーの開催	人権推進課	男女共同参画係	女性に対する就業情報提供・相談業務の充実を目的とし、就業支援講座を開催する。	A	就労意識につながるよう、「知って得する年金講座」や「傾聴力」などの就業支援講座を実施した。2回実施し、23名の参加があった。子育て女性が受講しやすいように託児を設けている。	今後も女性への就労支援として就業支援講座を開催する。	
38			京都ジョブパークやハローワークなどの関係機関との連携による相談業務の推進	人権推進課	男女共同参画係	女性に対する就業情報提供・相談業務の充実を目的とし、相談業務の推進を図る。	B	例年、女性の就業支援講座でハローワークの職員に来てもらい、市内の就職状況などを話してもらっていたが、参加者が少なく、若い女性の参加を促すため、29年度から内容を変更している。講座の受講者層などから、今後は考えていく。	引き続き、関係機関と連携を行っていく。	
39-1			京都ジョブパークやハローワークなどの就職情報や就業支援に関する情報の提供	人権推進課	男女共同参画係	女性に対する就業情報提供・相談業務の充実を目的とし、京都ジョブパークやハローワークの就職情報や就業支援に関する情報を提供する。	A	女性センターにハローワーク求人情報を見やすく掲示し情報提供した。 また、京都ジョブパークや京都府労働局の情報を提供した。	今後も引き続き情報提供に努める。	
39-2			観光商工課	ビジネス推進係	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。	A	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。	引き続き、関係機関と連携し、情報の提供を行う。		

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的な施策	所管課	担当係	事業内容	実施結果(令和元年度)		課題・今後の方向性
								評価		
40-1	(4)農業・商工業等における働きやすい環境づくり	農業委員会及び商工会役員等への女性の登用促進	女性の労働に対する適正な評価のための啓発	農業委員会及び商工会役員等への女性の登用促進	観光商工課	ビジネス推進係	関係団体の女性役員登用	B	商工会役員については、35名中3名である。	女性役員の登用促進について、商工会事務局を通じ依頼を行う。
40-2					農政課	農業振興係	木津川市農業委員又は農地利用最適化推進委員として女性委員を1名登用(地元団体等推薦)。	A	改選の年であり、木津川市農業委員として女性委員は1名。	引き続き女性委員を登用できるよう検討していく。
41-1					観光商工課	ビジネス推進係	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。	B	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。	引き続き、関係機関と連携し、情報の提供を行う。
41-2					農政課	農業振興係	農業女性団体が実施、参加する研修会等へ女性農業者の参加。	A	農業女性団体が実施、参加する研修会等へ女性農業者が参加。	引き続き人的な支援を行う。
42-1				女性の経営や方針決定過程への参画促進のための学習機会や情報提供	観光商工課	ビジネス推進係	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。	B	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。	引き続き、関係機関と連携し、情報の提供を行う。
42-2					農政課	農業振興係	京力農場プラン策定に係る地元検討委員会への女性の参画。	A	京力農場プラン作成準備において参画。	引き続き、京力農場プラン策定に係る地元検討会に対して、女性農業士、女性農業委員、地元農業者等、3割以上の女性の参画を推進していく。
43				女性農業士等の認定促進に関する啓発	農政課	農業振興係	市として女性農業士として相応しい人物を府に対して推薦している(選任は京都府)。	A	1名の女性農業士を推薦し、京都府に選任いただいている。	当該年度から指導農業士が男女別でなくなり統一された。今後、新たに女性農業士として相応しい人物がいれば推挙していく。
44-1	(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	①企業等における仕事と家庭の両立支援の取り組みの促進	育児休業や介護休業等の制度利用を促進のための周知・啓発	人権推進課	男女共同参画係	企業等における両立支援の取組の促進を目的とし、育児休業や介護休業など制度利用促進のための啓発を行う。	B	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。	リーフレット等により、企業に向けた周知・啓発を行った。	
44-2				観光商工課	ビジネス推進係	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。	B	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。	引き続き、関係機関と連携し、情報の提供を行う。	
45-1			厚生労働省の「均等・両立推進企業表彰(ファミリー・フレンドリー企業)」や京都府の「京の子育て応援企業」奨励のための周知・啓発	人権推進課	男女共同参画係	企業等における両立支援の取組の促進を目的とし、厚生労働省「ファミリー・フレンドリー企業」及び京都府「京の子育て応援企業」奨励のための周知・啓発を行う。	B	厚生労働省及び京都府が作成したリーフレット等を配架している。	企業に向けた周知・啓発を行う。	
45-2				観光商工課	ビジネス推進係	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。	B	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。	引き続き、関係機関と連携し、情報の提供を行う。	
46-1		ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取り組みの周知・啓発	人権推進課	男女共同参画係	企業等における両立支援の取組の促進を目的とし、ワーク・ライフ・バランス実現のための周知・啓発を行う。	A	平成30年度に作成した事業所向けワーク・ライフ・バランスのチラシを配架して、啓発に努めている。また、厚生労働省及び京都府が作成したリーフレット等の配架もしている。	企業等に向けた周知・啓発を行う。		
46-2			観光商工課	ビジネス推進係	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。	B	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。	引き続き、関係機関と連携し、情報の提供を行う。		

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的な施策	所管課	担当係	事業内容	実施結果(令和元年度)		課題・今後の方向性			
								評価					
47-1	②仕事と子育て・介護の両立支援 ③家庭における男女共同参画の促進 ④男女のさまざまな地域活動の支援・リフレッシュ事業の推進	多様な就労形態に対応できる保育・介護サービス制度の周知	高齢介護課	介護保険係	介護疲れによる高齢者虐待、老老介護、介護離職などの社会問題を背景に、在宅介護のための環境整備がなされてきており、多様なニーズに対応した介護サービス制度を周知する。	A	ニーズに応じた多様なサービスの提供を促進するとともに、周知に努めた。また、介護サービスの充実に向け介護職等の人材確保のため就職フェアを実施した。	在宅介護のための環境整備はなされてきたが、介護サービスの充実までには及んでいないのが現状である。介護保険法に基づく介護サービスの充実に向けて、今後取り組んでいく。					
47-2								就学前児童については、一時預かり、延長保育、子育て短期支援事業等を実施。就学後の児童については、放課後児童クラブで就労を支援する。					
48-1		男性対象の料理教室等の開催	人権推進課	男女共同参画係	家庭における男女共同参画の促進を目的とし、男性対象の料理教室を開催する。	A	「オムライスを作る」というテーマで、男性対象の料理講座を実施した。11名の参加があった。60代以上の参加者が多かった。年に何度もこの講座をしてほしいという声が多数あった。				今後も継続して男性対象の料理教室を実施する。メニューを考え、若い年齢層の男性にも参加いただくよう工夫する。		
48-2			健康推進課	保健予防係	男性の調理技術を向上させ、自立できる男性の増加が目的。内容:調理実習と講義	A	木津保健センター1回:参加者 20人				食において自立できることは、健康に生きることにつながるため、今後も健康を考慮したレシピを取り入れ、参加者を募り継続事業とする。		
49		夫婦が協力して子育てにかかわるための父親教室等の開催	こども宝課 →健康推進課	家庭児童係	父親の子育て参加を推進するため、つどいのひろばにて父親教室を開催。	A	わくわくひろばでは月1回、げんきっ子では毎週土曜日に、父親を対象とした親子教室を開催した。				事業を継続し、父親の子育て参加を推進する。		
50-1		地域活動を支援するとともに健康づくりや趣味教養講座等の開催	人権推進課	男女共同参画係	男女の地域活動の支援・健康づくりや趣味教養講座を開催する。	A	パソコン講座、健全体操講座、薬膳講座、カラーコーディネート講座など様々な講座を開催した。薬膳講座は男女を募集し、男性も数名受講された。				男性・女性がともに参加しやすい事業の実施を図るとともに、特に、男性参加者が少なかったため、男性が積極的に参加しやすい講座の設定をしていくことで、地域活動への支援をする。		
50-2			社会教育課	生涯学習係	<公民館講座、市民講座、生涯学習講座>市民の生涯学習への取り組みを推進するため、各種講座を開催する。	A	概ね予定どおり開催した				講座内容の充実		
51-1	基本目標3 男女共同参画による地域社会づくり	①市政における政策・方針決定過程への女性の参画促進 各委員会・審議会における女性委員ゼロの解消	①市政における政策・方針決定過程への女性の参画促進	人権推進課	男女共同参画係	女性の意見を反映させるため、女性委員ゼロの委員会等をなくす。	B	令和元年4月1日現在女性委員ゼロの委員会は2委員会。府内LANで各課に周知し、依頼した。目標値達成に向け、各所管課において、委員選考時に積極的に女性の登用に努めるとともに、公募委員を増やすなど調整している。	委員会の性格上、また、当て職により、女性委員が登用されにくい委員会がある。今後においても、周知を行う。また、女性委員ゼロの委員会を解消するため、委員の選出方法を見直すなど女性が参画できるよう改善策を考えていく。				
51-2									委員16名の内、5名が女性委員				
51-3			社会教育課	生涯学習係	<社会教育委員会> 社会教育法に基づき、15名以内の社会教育委員を置く。	A	12名の内、約58%にあたる7名が女性委員。	今後も、女性委員がゼロにならないよう努力する。					
51-4			文化財保護課	文化財保護係	市の文化財保存活用に関する審議をするため文化財保護審議会を開く。 事業の実施にあたり、必要に応じて条例設置の委員会を開く。	A	審議会については、委員更新にあたり2名の公募委員を募集し、2名の女性委員を採用した結果、9名の委員のうち、3名が女性委員となった。 歴史文化基本構想策定委員会について、7名の委員のうち公募委員1名の女性委員を採用した。	新しい委員会を設置する場合は、女性委員の選任に努力する。					

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的な施策	所管課	担当係	事業内容	実施結果(令和元年度)		課題・今後の方向性
								評価		
52-1	各委員会・審議会における女性委員の登用率を平成32年度(2020年度)までに35%を目標とする計画的な推進				人権推進課	男女共同参画係	女性の意見を反映させるため女性委員登用率を35%を目標とする	A	令和元年4月1日現在女性登用率は37.1% 府内LANで各課に周知し、依頼した。 目標値達成に向け、各所管課において、委員選考時に積極的に女性の登用に努めるとともに、公募委員を増やすなど調整している。	委員会の性格上、また、当て職により、女性委員が登用されにくい委員会がある。今後においても、周知を行う。また、女性委員の登用の推進について、委員の選出方法を見直すなど女性が参画できるよう改善策を考えていく。
52-2					まち美化推進課	まち美化係	廃棄物減量等推進審議会における女性委員の登用	B	委員16名の内、31%にあたる5名が女性委員	今後も、女性の会からの委員の登用など、引き続き女性委員の登用を図る。
52-3					社会教育課	生涯学習係	〈社会教育委員会〉 社会教育法に基づき、15名以内の社会教育委員を置く。	A	12名の内、約58%にあたる7名が女性委員。	今後も、35%以上の女性委員の登用を努力する。
52-4					文化財保護課	文化財保護係	市の文化財保存活用に関する審議をするため文化財保護審議会を置く。 事業の実施にあたり、必要に応じて条例設置の委員会を置く。	C	審議会については、委員更新にあたり2名の公募委員を募集し、2名の女性委員を採用した結果、9名の委員のうち、3名が女性委員となった。 歴史文化基本構想策定委員会について、7名の委員のうち公募委員1名の女性委員を採用した。	専門分野に女性の学識経験者がほとんどいないため、35%達成は困難であるが、引き続き女性委員の選任に努力する。
53-1	各委員会・審議会における委員公募制の導入の促進				人権推進課	男女共同参画係	各委員会・審議会における男女構成比の均衡の確保のため、女性が参画しやすいよう委員公募制導入を検討する	A	令和元年度に改選した男女共同参画審議会では、公募委員1名を募集した。4名(男性1名、女性3名)の応募があり、選考の結果、女性1名を採用した。次回の改選は令和3年6月。	委員公募制導入を増やしていくには、選出方法の見直しが必要になる。女性が参画しやすい状況としていくため、今後も委員公募制導入を促進していく。
53-2					まち美化推進課	まち美化係	廃棄物減量等推進審議会において、3名の委員を公募	A	平成29年度(任期平成30・31年度)に、3名の募集を実施したため、平成30年度は実施なし。次回募集は令和2年度に実施する。	今後の公募委員の選定において、同性3名とならないよう規定する。
53-3					社会教育課	生涯学習係	〈社会教育委員会〉 平成25年度より、2年任期として公募委員制を導入。定数15名以内の社会教育委員に対して2名の委員を公募している。	A	平成30年度(任期令和1・2年度)に、3名の募集を実施したため、令和元年度は実施なし。次回募集は令和2年度に実施する。	今後も、継続して公募委員を募集していく。
53-4					文化財保護課	文化財保護係	市の文化財保存活用に関する審議をするため文化財保護審議会を置く。 事業の実施にあたり、必要に応じて条例設置の委員会を置く。	A	審議会については、委員更新にあたり2名の公募委員を募集し、2名の女性委員を採用した結果、9名の委員のうち、3名が女性委員となった。 歴史文化基本構想策定委員会について、7名の委員のうち公募委員1名の女性委員を採用した。	新しい委員会を設置する場合は、公募委員枠を設置する。
54	男女共同参画人材リストの作成及び提供				人権推進課	男女共同参画係	各委員会・審議会における男女構成比の均衡の確保を目的とし、男女共同参画人材リストの作成及び提供をする。	A	男女共同参画人材リストを作成し、リスト内から審議会委員や講座講師を選出。 広報で人材リストへの登録を周知した。 令和元年度末現在88人のリスト登録者がある。 活用について、府内LANで周知し、講座の講師や託児などに活用している。	人材リスト登録について、広報やHPで周知していく。 定期的な人材リストの整理が必要である。 引き続き、活用について、府内LANで周知していく。
55					人事秘書課	人事係	女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある職場の実現を図るために、女性職員の管理職への登用率を30%以上にする。	B	女性職員の管理職への登用を行った。 平成31年4月1日現在 23.7% 令和2年4月1日現在 25.5%	今後も引き続き女性職員の管理職への登用を積極的に行っていく。

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的な施策	所管課	担当係	事業内容	実施結果(令和元年度)		課題・今後の方向性
								評価		
56	(2)市政への市民参画の促進	(2)市政への市民参画の促進	市のホームページの市長への意見・パブリックコメント制度等の活用・普及	学研企画課	情報推進係		市ホームページに、市民等が市政に対する意見等を送ることができる「市へのご意見」を設置し、行政と市民をつなぐツールの1つとして活用している。 また、木津川市パブリックコメント手続条例に基づき、条例や計画など市政の重要な方針決定に際して広く市民等に案に対する意見提出の機会を設け、市民参加型の公平公正で開かれた市政の実現を目指している。	A	【市へのご意見】 メールにより467件の意見を受信し、回答を返信。 【パブリックコメント】 募集案件 7件	【市へのご意見】 市への意見を受け付けるシステムを継続して実施していく。 【パブリックコメント】 引き続き、条例に基づき実施していく。
57			(2)地域社会における男女共同参画の促進	行政と市民団体等との協働による事業の実施及びネットワークづくりの推進	人権推進課	男女共同参画係	男女共同参画を進めるための市民の活力の促進を目的とし、市民団体との協働による事業の実施及びネットワークづくりを推進する。	A	キラリさわやかフェスタ実行委員会を設立し、毎年「男女共同参画キラリさわやかフェスタ」を開催。 フェスタへの集客数も年々増加している。令和元年度の参加者数は、835名。	今後も実行委員会が中心となって進めていく。 フェスタのメインイベントの講演会講師により、参加者に増減が生じるため、講師選びを慎重にしていく必要がある。
58-1		地域おこし・まちおこし・観光分野における女性の参画支援・人材育成支援		学研企画課	企画政策係		京都府地域交響プロジェクト支援交付金やコミュニティ助成事業、ふるさと応援事業補助金を活用し、NPOや地域住民が自主的にまちづくりに取り組む活動を支援する。	A	京都府地域交響プロジェクト支援交付金:22団体 コミュニティ助成事業補助金:2団体 がんばる地域応援事業補助金:1団体 ふるさと応援事業補助金:5団体	引き続き、事業を継続する。 なお、ふるさと応援事業補助金については、令和元年度で終了するが、各団体において活動継続できるよう、次代の人材確保や様々な情報共有、団体間交流の促進とマッチング等の支援に努める。
58-2								A	木津川アートディレクターに女性を登録した。 また、運営スタッフおよび市民ボランティアの半数以上を女性が占めている。 「カエル展」来場者数:587名 「ふたきの杜」来場者数:950名 アート関係のイベントを開催することで、市内外の交流人口の増加、市の魅力を発信するきっかけづくりとなっている。	多様な人材が参加・参画しやすい環境づくりに努め、事業内容や目的に応じた人材の登用を目指していく。
59			②男女共同参画を進めるための場の提供	男女共同参画推進のための拠点(女性センター)の活用	人権推進課	男女共同参画係	男女共同参画を進めるための場の提供を目的として女性センターを活用する。	A	女性センターを拠点として男女共同参画を推進した。	今後においても、女性センターを拠点とした男女共同参画の推進に努める。 広報やHPを活用し、女性センター施設の周知を図る。
60	(3)男女で取り組む地域活動の促進	女性消防団員の活動の充実		危機管理課	消防防災係		女性ならではの視点から活動を行うことにより、地域社会の安心・安全を確保することを目的とする。令和元年度木津川市防災訓練に参加するとともに、火災予防の街頭啓発を実施。	A	令和元年度木津川市防災訓練に女性消防団員が6名参加し、負傷者の応急救護要領について展示説明を行った。また、大型店舗や駅前において、火災予防の啓発を実施した。	今後も同様の訓練に参加するとともに、活動の範囲を更に広げていくことが必要。
61			男女のニーズに対応した地域防災計画の推進					A	令和元年度木津川市防災会議・国民保護協議会を開催。全35名の委員のうち、7名が女性委員。	女性の参画を更に増やしていくことが必要。
62		行政地域活動における女性の参画の促進		総務課	庶務係		各地域から選出される地域長及び副地域長への女性の参画の促進	B	女性地域長の選出はないが、副地域長については、城山台地域において1名選出されている。	各地域から選出される地域長及び副地域長は、各地域内で選出され市長が委嘱しているが、なかなか女性が選出されない状況である。
63-1	基本目標4 健康づくりの推進と福祉の充実	(1)生涯を通じた心身の健康づくり	①男女の性をともに理解し、尊重しあう意識を育む啓発活動の推進	学校教育課	学校教育係		性の逸脱行為等の増加を踏まえた生命の尊重を認識する人間形成の育成を目的とする。	A	思春期の児童・生徒には、発達段階に応じて紙芝居・イラスト等の資料を用いて、エイズ等を含めた性教育を行った。	今後も同様に取り組んでいく。
63-2								A	市内小学校PTAと教職員を対象にDV及びデータDV防止研修会を実施した。家庭や学校の現場において啓発を行うため研修を行った。参加者21名	今後において性に関する人権侵害を防止するための啓発活動を行う。

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的な施策	所管課	担当係	事業内容	実施結果(令和元年度)		課題・今後の方向性		
								評価				
64-1	②健康をおびやかす問題についての対策の推進 HIV／エイズ、性感染症、薬物乱用対策等の予防啓発事業の実施 ③妊娠・出産等に関する健康支援の充実 ④男女のライフステージに応じた健康支援の充実 中高年のための生活習慣病等の対策及び健康づくりの推進 性差に応じた的確な医療・検診等の推進 生涯にわたるスポーツ活動の推進	HIV／エイズ、性感染症、薬物乱用対策等の予防啓発事業の実施	国保年金課	国保年金係	エイズ予防に関する知識の普及啓発を目的に、市内中学校と協力し、助産師を講師に招き「妊娠・出産・育児」という子育ての大変さ、エイズについての正しい知識についての講演を実施。			A	令和元年7月18日山城中学校(3年生71名) 令和元年10月29日泉川中学校(3年生98名) 令和元年10月31日木津南中学校(3年生248名) 令和元年11月29日木津第二中学校(3年生197名) 令和元年12月5日木津中学校(3年生171名)	市立中学校5校で実施(平成28年度以降)。今後も実施予定。		
64-2			健康推進課	保健予防係	HIV／エイズ、性感染症、薬物乱用対策に関する予防啓発事業を実施する。			A	国や京都府の作成した薬物乱用防止に関するポスターを掲示し、啓発を図った。	引き続き、薬物乱用防止等の啓発事業を実施する。		
64-3			学校教育課	学校教育係	エイズ等、性感染症の恐ろしさを認識させるとともに、コンドーム等による性感染予防の啓発を図る。			A	小学校高学年及び中学校の保健学習で、エイズ等の病気予防、また、専門家を招いて薬物乱用防止学習を行った。	今後も同様に取り組んでいく。		
65		妊娠出産を迎える女性への健康支援と男女を対象とした健康講座等の開催	健康推進課	保健予防係	子どもを安心に産み育てられる環境をつくることを目的に、妊婦とその家族を対象にマタニティ広場を実施している。			A	計15回実施。 参加者:妊婦141名、夫25名、その他75名	感染症対策のため、動画配信やオンライン教室の実施を開始した。今後も引き続き事業内容や周知方法等を検討しながら取り組みを継続する。		
66-1		男女それぞれの年代に応じた健康教育、食育指導、相談指導の充実	健康推進課	保健予防係	①生活習慣病予防を目的に健康教育・相談を実施②正しい食生活の知識普及を目的に親子料理教室・ままあず教室を実施③健やかな成長を支援するために乳幼児相談、健診で指導を実施。			A	①健康相談34回3,698人、教育23回124人②親子料理大人21人子供21人・ままあず教室合計40人③乳幼児相談981人発達相談674人乳幼児健診3,311人	健康相談は、健診会場等で個別相談を実施することで相談しやすい環境整備ができる。今後も疾患や年齢等の個人のニーズに合った相談方法の充実に努める。乳幼児相談及び発達相談については、簡単で分かりやすい指導に努める。		
66-2			学校教育課	学校教育係	健康教育、食育指導等を通じ、心身の健康づくりを目的とする。			A	栄養教諭や幼保教諭を中心として、「食育」の推進や健康保持、正しい生活習慣を身につけるなどの指導を発達段階に応じて実施するとともに、保護者への啓発を行った。	今後も同様に取り組んでいく。		
67-1		中高年のための生活習慣病等の対策及び健康づくりの推進	健康推進課	保健予防係	メタボリックシンドロームの改善を目的に特定保健指導を実施			A	特定保健指導 39人	今後も目に見える資料を作成し理解されやすい指導を心がけ、継続する。		
67-2			社会教育課	社会体育係	<木津川市体育協会><木津川市スポーツ推進委員会><木津川市スポーツ少年団>生涯を通じた心身の健康づくりを推進するため、各種大会を開催。 ■市内体育施設の開設。			A	概ね予定どおり開催した	今後も、継続して中高年のための生活習慣病等の対策及び健康づくりの推進をしていく。		
68		性差に応じた的確な医療・検診等の推進	健康推進課	保健予防係	がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、歯周病検診、生きいき健診を実施			A	がん検診(乳がん、子宫がん検診含む)延べ25,331人、肝炎ウイルス検診403人、骨粗しょう症検診355人、歯周病検診378人、生きいき検診27人	思春期の骨量を増やすことが骨粗しょう症の予防には重要であることから、中学生の検診受診勧奨を行い、食習慣改善指導を行う。		
69		生涯にわたるスポーツ活動の推進	社会教育課	社会体育係	<木津川市体育協会><木津川市スポーツ推進委員会><木津川市スポーツ少年団>生涯を通じた心身の健康づくりを推進するため、各種大会を開催。 ■市内体育施設の開設。			A	概ね予定どおり開催した	今後も、継続して生涯にわたるスポーツ活動の推進をしていく。		

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的な施策	所管課	担当係	事業内容	実施結果(令和元年度)		課題・今後の方向性
								評価		
70	(2)子育て支援の充実	①多様な保育サービスの充実	保育園等の受け入れ体制の充実	こども宝課	すぐすぐこども係		保育園の受け入れ体制の充実を図り、働きやすい環境を整える。	A	家庭的保育事業及び小規模保育事業を開設し、児童の受入体制に係るサポート等を行った。	木津川市待機児童の解消対策ガイドラインにより取り組む。
71-1								A	延長保育(16園)、一時預かり(9園)、病児病後児保育(委託1か所・民間園2園)	取り組みのさらなる推進を図る。
71-2			保護者の多様なニーズに応じた保育サービスの充実(一時保育・休日保育・延長保育・病時病後児保育等)	こども宝課 →健康推進課	すぐすぐこども係	家庭児童係	病児病後児保育の実施により、多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図り、働きやすい環境を整える。	A	病児病後児保育室 1か所。	取り組みを継続する。
72			放課後児童クラブの充実					A	市内13児童クラブにおいて、延べ12,844名の保育を行った。	さらなる児童クラブの運営の充実を図る。
73			各事業を実施する際の保育ルームの開設	健康推進課	家庭児童係		ファミリー・サポート・センターの会員を対象として実施される講習時に、子ども連れての参加がしやすいように保育対応を実施する。	A	ファミリー・サポート・センター事業への委託料にて託児費用を計上し、子ども連れての講習会参加ができるように対応した。	引き続き、必要な対応を行う。
74-1			地域子育て支援センター・つどいの広場事業の充実					A	子育て支援センターでは、子育て講座等の各種事業を実施。	主に木津南及び中央地区に居住する若い世帯の急増により、子育て親子の保育ニーズに応えられるよう、各種イベントの実施や利用促進を行い、今後も子育て支援サービスの提供に努める。
74-2			こども宝課 →健康推進課	家庭児童係		つどいのひろば事業:子育て親子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で交流する場を提供することにより、地域の子育て支援機能の充実を図る。	A	市内3か所でつどいのひろば事業を実施し、延べ24,920人が利用した。	平成31年4月に、3か所目のつどいのひろばを開設。引き続き利用者の拡大を図る。	
75			育児サポートー養成講座の開催及び育児サポートーの育成	こども宝課 →健康推進課	家庭児童係		ファミリー・サポート・センター事業の一環として、子育て支援を行うまかせて会員の登録時に子育て講習を実施する。	A	令和元年度は、講習会を2回実施。各24時間の講習により、育児スキルの向上を目指した。	事業を継続してまかせて会員を確保することで、多様な保育ニーズに対応できるよう図る。
76-1			子育てに関する児童相談事業の充実	こども宝課	すぐすぐこども係		保育に関することや子育て中の悩みなどを気軽に相談できる保育コンシェルジュや子育て支援センター、つどいの広場などの相談窓口を設置し、子育てに対する不安の解消を図る。	A	各種子育てイベントの情報を市のHPや広報紙等により発信し、保育コンシェルジュや子育て支援センター、つどいの広場において気軽に相談していただける体制を整えた。	各地域において気軽に子育てに関する相談が行えるよう体制を充実し、子育て世代の交流や情報共有を行なながら相談体制の強化を推進する。
76-2								A	虐待だけでなく、育児相談等家庭に関する各種相談を受けてきた。	相談案件は毎年増加傾向にあり、それらに対応する組織体制の強化や職員の技能向上が望まれる。
76-3				健康推進課	保健予防係		①乳幼児(就学前)を対象に発達確認、育児・栄養相談②市内就園児の巡回型発達相談③臨床心理士・保健師による専門的発達相談	A	①22回981人②829人③674人	子育てにおける不安や心配を気軽に相談し得る場ととらえて頂けるよう個別、家族双方の支援充実をはかる
								A	カウンセラーを全小中学校に配置するとともに、市としても2名配置し、カウンセリングの周知を図っており、年々相談件数も増加している。	今後も継続して実施していく。

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的な施策	所管課	担当係	事業内容	実施結果(令和元年度)		課題・今後の方向性
								評価		
77	(3)高齢者・障害者が安心して暮らせる環境づくり	③ひとり親家庭等に対する支援の充実	ひとり親家庭等に対する情報提供・相談体制の充実	こども宝課 → 健康推進課	家庭児童係	母子父子自立支援員を設置し、各種手当や制度・就職・生活等に関する相談を受けていく。	A	ひとり親家庭に対する制度の説明・受付や、自立に向けた助言等を行った。		ひとり親の親が自立していくためには、就労し、安定した生活を図る必要があるため、ハローワークや就労支援員と引き続き連携していく。
78			ひとり親家庭等に対する自立、就労等の各種支援事業の推進	こども宝課 → 健康推進課	家庭児童係	児童扶養手当(母子・父子)、高等技能訓練促進費等給付金、自立支援教育訓練給付金の支給	A	児童扶養手当:627名へ給付(平成30年度末時点) 自立支援教育訓練給付:4名へ給付 高等職業訓練促進給付金:10名へ支給		ひとり親の親が自立していくためには、就労し、安定した生活を図る必要があるため、ハローワークや就労支援員と引き続き連携していく。
79		④児童虐待防止対策の充実	要保護児童対策地域協議会の充実及び虐待防止のための周知・啓発	こども宝課 → 健康推進課	家庭児童係	要保護児童等の早期発見及び適切な保護を図るために、平成20年1月17日に木津川市要保護児童対策地域協議会を設置し、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催して、児童虐待案件に対応している。	A	令和元年度は代表者会議2回、実務者会議6回、個別ケース検討会議等96回、木津川市人権研修会1回、実務者研修1回を実施。その他、電話・面接・家庭訪問等で子育てに関する相談を受けた。		年々対応件数の増加、相談内容の複雑化が見られ、それに対応する組織体制の強化や職員の技能向上が望まれる。
80		①高齢者・障害者福祉サービスの充実	介護サービス及び介護予防事業の充実	高齢介護課	介護保険係	加齢による病気等で要介護状態となった者が、尊厳を保持しその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険制度に基づき必要な保険給付及び地域支援事業を行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を図る。	A	介護保険事業(要介護認定、保険給付、第1号保険者の保険料の賦課徴収等)や高齢者実態調査を実施した。また、介護予防事業について実施した。		第9次木津川市高齢者福祉計画・第8期木津川市介護保険事業計画の策定に取り組む。
81		障害者福祉サービスの充実	社会福祉課	障害者福祉係	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児通所支援の提供に係る支給決定を行う。	A	障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、生活介護、療養介護、共同生活援助、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援)及び障害児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援)の提供に係る支給決定をおこなった。		障害児・者のニーズを踏まえ、適切な支給決定に努めていく。	
82		②高齢者・障害者に関する情報提供・相談体制の充実	介護相談支援事業の推進	高齢介護課	高齢者福祉係	地域に住む高齢者に関する様々な相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスに繋ぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じて地域包括支援センター及び関係機関と連携をはかり対応を行っていく。地域包括支援センターにおける緊急時の連絡体制は、担当者への電話転送や運営事業者の本体施設等との連携対応を行っている。	A	相談事業に関しては、広報・ホームページに掲載するとともに、啓発等での出前講座において、相談窓口である地域包括支援センターの周知を行っている。		同様の取り組みを継続していく。
83		介護情報の収集・提供	高齢介護課	介護保険係	介護事業者ガイドブックや一覧表を活用し、効率よく介護サービスを利用するための相談窓口の周知徹底等に取り組む。	A	パンフレット等を使用して、相談窓口等の紹介を行った。要介護認定を受けられた方については、効率よく介護サービスを利用していただくために、認定結果を通知する際に資料を同封し周知した。		今後もパンフレット等を活用して介護サービス情報の提供を行っていく。	
84		障害者相談支援事業の推進	社会福祉課	障害者福祉係	障害のある方に対する、各種相談支援を提供し、その福祉の増進を図る。	A	社会福祉法人いづみ福祉会に、身体障害・知的障害・精神障害児・者及び難病児・者に対応する相談支援事業を委託し、障害のある方に対する専門的な相談支援を提供了。		基幹相談支援センターを中心に、専門職員による困難ケースへの対応等その他の相談支援をおこなう。	
85		社会福祉協議会との連携による地域福祉権利擁護事業の周知・啓発	社会福祉課	福祉総務係	社会福祉協議会と連携して、高齢者や障害のある方、生活に課題のある方が自立した地域生活を送れるよう、支援や情報共有を行い、その方の権利擁護に資するとともに、誰もが自分らしく暮らすことのできる福祉のまちづくりを進める。	A	社会福祉協議会を中心に市職員や民生児童委員、地域住民を交えて、自身の住む地域について考える機会を設け、顔の見える関係づくりのため各地域・団体等と懇談会を開催。(計14回、参加者410名。)		引き続き、社会福祉協議会と連携して、適切な支援へ繋ぐよう努めていく。	

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的な施策	所管課	担当係	事業内容	実施結果(令和元年度)		課題・今後の方向性			
								評価					
86-1	③介護における男女共同参画の促進 ④高齢者・障害者の社会参画の支援 ⑤高齢者・障害者の虐待防止対策の充実	家庭介護に関する講座等の開催	人権推進課	男女共同参画係	介護における男女共同参画の促進を目的として家庭介護に関する講座等を開催する。	A	健康を保ち、介護を受けることを予防するため、令和元年度は自彌術やシェイプアップエアロなどの体操講座を実施した。自彌術は10回で延べ201名、シェイプアップエアロは16回で延べ337名が参加した。	体操講座は人気があるため、引き続き同様の講座を開催していく。					
86-2								定期的に開催する。					
87		シルバー人材センター等の高齢者の就労支援及び就労機会の確保	高齢介護課	高齢者福祉係	超高齢化社会となった今日において、離職した高齢者の生きがいや社会貢献の場の提供をしているシルバー人材センターの役割はますます重要であり、本市が助成を行うことにより、就業機会の拡充等を支援し高齢者の能力活用を図る。	A	シルバー人材センター補助金11,210千円 高齢者が長年培ってきた知識・経験を活かすことのできる就業の機会や場の提供を図るために、センターが行う事業経費の一部に対して補助金の交付を行った。 会員数 438人 受託件数 3,167件				補助金については、今後の国等の労働施策や情勢を見極めつつ精査しながら、自主的な活動、社会参加の向上につながるよう継続して支援を行う。		
88								ニーズを踏まえ、関係機関と連携を図り、適切な支給決定に努めていく。					
89-1			授産施設への障害のある人の就労支援及び就労機会の確保 学習機会の充実・スポーツ・交流活動・地域活動の支援	社会福祉課	障害者福祉係	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの提供に係る支給決定及び関係機関の紹介。	A	障害者就業生活支援センターの紹介及び自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援に係る支給決定を行った。	ニーズを踏まえ、関係機関と連携を図り、適切な支給決定に努めていく。				
89-2									今後も、スポーツを通じて体力の増強と親睦を図るため実施する。				
89-3									今後も、継続して学習機会の充実・スポーツ・交流活動・地域活動の支援をしていく。				
90-1		高齢者・障害のある人の虐待防止体制の充実と虐待防止のための周知・啓発	社会福祉課	障害者福祉係	障害のある方に対する虐待を未然に防止するとともに、虐待発生時には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害者の権利利益の擁護に資するよう、対応を行う。	A	マニュアルに基づき、適切な対応に努めるとともに障害者虐待防止に関する研修等にも積極的に参加している。	虐待認定の基準が明確でなく、特に施設従事者からの虐待がある場合、虐待認定等の対応が難しい。					
90-2			高齢介護課	高齢者福祉係	サロンや老人クラブ等の要請により、地域の会館等で、介護予防や消費者被害、認知症に関する事について、普及啓発を地域の医師会、山城総合医療センター、理学療法士、栄養士等の専門職と共に実施した。	A	地域住民に対してサロンや老人クラブ等を通して、普及啓発活動を年間71回(2,065名)実施した。	同様の取り組みを行う。					
91	基本目標5 国際化に対応した心豊かなまちづくり	(1)国際化に対応した男女共同参画の推進	①国際的視野に立った男女共同参画の推進 国際交流事業の推進	社会教育課	生涯学習係	<木津川市国際交流協会(木津川市中学生海外派遣事業等)> 木津川市において、幅広い国際交流の取組を進める中で、住民の国際理解・国際交流活動を促進し、国際化に対応する木津川市の創造と国際親善に寄与することを目的とする。	A	中学生海外派遣事業、サンタモニカ交流事業、日本語教室・国際交流イベント(英語で世界を知ろう)、日本語支援ボランティア研修会では男女の参加があった。全てのイベントについて、女性の参加希望者が多い為、今後は、男性も多く参加していただける工夫が必要。	中学生海外派遣事業、サンタモニカ交流事業、日本語教室・国際交流イベント(英語で世界を知ろう)、日本語支援ボランティア研修会などを開催した。				

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的施策	所管課	担当係	事業内容	実施結果(令和元年度)		課題・今後の方向性
								評価		
92-1				市内在住外国人との交流事業の実施	学研企画課	企画政策係	暮らしと観光の面から、市民・事業者・行政が一体となって「外国人にやさしいまち・楽しいまち」と感じていただけるよう、多言語対応のまちづくりを推進する。	A	令和元年12月に「木津川市多言語対応のまちづくりの推進に向けたガイドライン」を策定した。 令和元年度多言語対応の取組み 4件 (防災情報メール、ごみ分別アプリ等)	引き続き、外国人材の受け入れや訪日外国人旅行者をめぐる動向に留意しながら、ガイドラインに沿った取組みを推進する。
92-2					社会教育課	生涯学習係	<木津川市国際交流協会(日本語教室)> 木津川市において、幅広い国際交流の取組を進める中で、住民の国際理解・国際交流活動を促進し、国際化に対応する木津川市の創造と国際親善に寄与することを目的とする。	A	市内在住外国人に、日常生活で困らないよう日本語を教える日本語教室(72回)を開催した。	受講する外国人が増加している中で、日本人チューターの人数が不足しているため、人材の確保が必要。